

アルコール検知器導入助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 22 日制定

(省略)

平成 28 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改

正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人沖縄県トラック協会(以下「沖ト協」という。)は、事故防止対策の推進を務めるために、アルコール検知器(以下「検知器」という。)を導入する貨物自動車運送事業者(以下「運送事業者」という。)に対して助成金を交付する。

(対象検知器)

第2条 助成の対象となる検知器は、次に掲げる検知器とする。

第1条 携帯型アルコール検知器

第2条 据置型アルコール検知器

第3条 記録型アルコール検知器

(交付額及び導入台数)

第3条 助成金の額及び、導入台数は、別紙1のとおりとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 運送事業者は、検知器導入が完了したときは、第5条の期日までに、様式1「アルコール検知器導入助成金実績報告書(兼)請求書」(以下「請求書」という。)、様式2「アルコール検知器導入助成金内訳書」並びに、導入したことが確認できる書面(領収証又はリース契約書等)の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第5条 前条の助成金交付請求期限は導入した日の属する会計年度の1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第6条 沖ト協は、第4条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則(平成21年4月22日)

1. 本要綱は平成21年4月22日より適用する。

附則(平成28年4月27日)

1. 本要綱は平成28年4月1日より適用する。
2. 改正前の要綱(平成25年5月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成30年4月25日)

1. 本要綱は平成30年4月1日より適用する。